

(平成24年1月12日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 3 件

奈良厚生年金 事案 1392

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 事業所（現在は、B 社）における資格喪失日は、18 年 9 月 10 日であったと認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 17 年 6 月から 18 年 5 月までは 120 円、同年 6 月から同年 8 月までは 150 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 16 年 9 月 18 日から 18 年 9 月 10 日まで
申立期間について A 事業所に勤務していた。職業紹介所が交付した手帳により、昭和 16 年 9 月 18 日から勤務したことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので照会したところ、厚生年金保険の資格取得日は 17 年 6 月 1 日とされている上、喪失日は確認できないとのことであった。在職中に年金制度が始まると同時に加入した記憶もある。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人は、昭和 17 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できるものの、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は申立人が被保険者資格を喪失した後に書き換えられたと考えられるものしか存在しておらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳も確認できないことから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が確認できない。

しかし、申立人が所持する職業紹介所長が交付した手帳により、申立人が A 事業所に昭和 16 年 9 月 18 日に勤務し、17 年 1 月 1 日に労働者年金保険の記号番号が払い出され、18 年 9 月 10 日に被保険者資格を喪失した旨及び標準報酬月額の記載が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、多数の者が申立人と同様にA事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得するために記号番号が払い出されていることが確認できるところ、複数の者について、申立人と同様に、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が確認できないこと、及び厚生年金保険被保険者台帳が見当たらず、同事業所における厚生年金保険被保険者記録は昭和17年1月1日に資格を取得したこと以外確認できることから、保険出張所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA事業所において昭和17年6月1日に被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同事業所における資格喪失日は、18年9月10日であることが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する職業紹介所長が交付した手帳に記載された標準報酬月額から、昭和17年6月から18年5月までは120円、同年6月から同年8月までは150円とすることが妥当である。

一方、昭和16年9月18日から17年6月1日までの期間については、労働者年金保険制度発足前の期間及びその準備期間として保険料の徴収は行われていない期間であることから、当該期間については、申立人を労働者年金保険の被保険者として認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1393

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和24年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年5月7日から同年6月1日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社B支店における昭和24年5月の1か月の記録が欠落しており、誤った記録となっていることが分かった。

事業所から在職証明書を発行してもらっており、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、C社から提出された社員経歴及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は昭和24年3月にD地区で行われたA社の入社式後、そのまま同地に残り同年8月まで経理の研修を受けていたとしているところ、上記社員経歴により、同年8月に申立人はA社B支店において会計課から経理課に異動していることが確認できることから、申立期間は研修期間中であり、申立人の業務内容及び勤務形態に変更はなかったものと考えられる。

さらに、複数の同僚は、「A社B支店の入社時より、C社との合併の話は聞いており、合併の前後についても給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

一方、事業所記号払出簿では、A社B支店は昭和24年5月31日に厚生年

金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社B支店の事業所名称が訂正されC社E支店と書き換えられている上、同年8月1日に健康保険組合への管掌変更、及び同年12月1日に分離合併の記載が確認でき、管轄年金事務所はこれらの記載について、「事業所記号払出簿の記入の際の日付誤りが推測される。」と回答していることから、A社B支店は、申立期間において適用事業所であったと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年5月の標準報酬月額等級表改定時に記載された申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

奈良厚生年金 事案 1394

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 27 年 6 月 1 日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 4 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 26 年 1 月 21 日から 27 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 12 月 1 日に A 社に入社し、26 年 1 月 21 日に同社 B 部に異動したが、厚生年金保険の記録は異動日である同年 1 月 21 日に資格喪失したこととされており、異動した後の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿は、書換え前と書換え後の 2 種類確認できるところ、書換え前の同被保険者名簿には、資格喪失日が記載されているものの、書換え後の同被保険者名簿には、資格喪失日が記載されていない。

また、申立人及び同僚の健康保険組合の被保険者記録を確認すると、申立期間当時、D 健康保険組合は部署ごとに被保険者名簿を作成し、人事異動により部署が変わる都度、健康保険被保険者証の番号を変更していたことが確認できるところ、A 社は、同健康保険組合の被保険者番号と厚生年金保険の整理番号を合致させるために、社会保険出張所（当時）に厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の届出をその都度行っていたことが推認できることから、申立人が部署を異動した際に提出された資格喪失届により、書換え前の名簿には、資格喪失日として異動日である昭和 26 年 1 月 21 日の記載がなされたものと考えられる。

しかし、D 健康保険組合の被保険者名簿の申立人に係る資格喪失年月日の欄には、昭和 27 年 6 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、A社は、「必ず健康保険組合の記録と人事記録を照合しているので、申立人が申立期間に勤務していたことは間違いない、また、申立人が健康保険組合のみ加入し、厚生年金保険に加入しないことはない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年6月1日に資格喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年12月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

奈良厚生年金 事案 1395

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C本社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月31日から同年9月1日まで

私は、申立期間について、A社に継続して勤務していた。1か月空白期間になっているが、転勤に伴うもので退職した覚えもない。調査して記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び事業所の回答から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和51年9月1日に同社本社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿において申立人の昭和51年8月の随時改定の記録が11万円であることが確認できることから、同額とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、事業所が保管する申立人の索引簿に記載されている資格喪失年月日が昭和51年8月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良国民年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 7 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 45 年 4 月から 51 年 6 月まで
申立期間の国民年金保険料について、厚生年金保険被保険者期間と重複することから、保険料を還付されている旨の社会保険事務所（当時）の調査結果の回答を受けた。

しかしながら、還付金を受け取ったとされる平成 7 年当時、私は、社会保険事務所に行ったことはなく、絶対に還付金を受け取っていない。

どうしても還付金を受け取ったというのなら、調査の上、その証拠を示して納得のいく説明をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市の国民年金被保険者名簿により、申立期間の国民年金保険料を納付したこと、また、オンライン記録により、申立期間は厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、申立期間において国民年金保険料と厚生年金保険料が重複して納付されていたことが確認できる。

しかしながら、国民年金保険料還付整理簿には、申立人の国民年金手帳記号番号、住所、氏名、還付金額、還付時期、決定年月日及び支払年月日が明確に記載されている上、申立期間の保険料については、オンライン記録により確認できる当該過誤納が判明した時点（平成 7 年 10 月 24 日）において充当できる未納期間も無かつたことから、当該還付処理に不自然さはうかがえない。

また、上述の還付整理簿によると、申立人の妻についても、申立人と連番で申立人と同一の決定年月日（平成 7 年 10 月 31 日）及び支払年月日（同年 11 月 29 日）において、厚生年金保険被保険者期間（昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間）との重複により還付処理がなされていることが確認できる。

このほか、申立期間の国民年金保険料の還付を疑わせる事情は見当たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1218

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの期間及び7年3月から9年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成5年6月から6年3月まで
② 平成7年3月から9年5月まで

20歳になった当時は、年金に興味が無く放置していたところ、未納のハガキが再三届くようになった。学生でお金が無かったので、母に相談し保険料を納付してもらった。その後一旦就職したが、一年ほどで辞めてアルバイトをしていた。平成9年5月12日に自分で市役所に行き、手続をして国民年金保険料を一括納付した。私にとっては高額だったが、担当者に「これできれいになった。」と言われたのを記憶している。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「20歳になった当時は、年金に興味が無く放置していたところ、未納のハガキが再三届くようになったので、母が保険料を納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、平成7年7月27日に再発行された申立人の年金手帳には、国民年金手帳記号番号等に関する記述は見受けられないことに加え、申立人に基礎年金番号が付番された9年7月17日の時点で、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえないと踏まえると、申立期間①及び②当時は、国民年金に未加入であったと考えられ、未加入であった申立人に、再三未納のハガキが届いていたとは考え難い。

また、前述の基礎年金番号が付番された時点において申立期間①及び②のうち平成7年3月から同年5月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続等について記憶が定かでなく、納付していたとされる申立人の母親は既に死亡しており、保険料納付の経緯等について詳細が確認できない。

申立期間②について、申立人は保険料納付に係る資料として当時のメモを提出しているが、納付金額や納付期間等についての記載は無く、納付したと主張する平成9年5月12日の時点で、申立人が20歳に到達した5年＊月に遡って国民年金被保険者資格取得届が受け付けられた形跡は見当たらない。

また、A市役所は、申立期間②当時、過年度保険料については収納していなかったとしていることを踏まえると、過年度保険料を含む申立期間②の保険料を同市役所で一括納付することはできなかったと思料され、前述のメモをもって申立期間②の保険料納付があったものとは認め難い。

さらに、平成14年2月4日に第3号被保険者の届出と同日付で、申立人の国民年金の資格取得及び喪失に係る記録（6年4月1日資格喪失、7年3月1日再取得、9年6月18日資格喪失）が追加整理されていることがオンライン記録により確認できるところ、当該時点において申立期間②は時効により保険料を納付することができない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

奈良国民年金 事案 1219

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から 63 年 1 月までの期間及び同年 10 月から平成 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 63 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 62 年 10 月から 63 年 1 月まで
③ 昭和 63 年 2 月から同年 9 月まで
④ 昭和 63 年 10 月から平成 5 年 3 月まで

昭和 62 年 1 月に A 市へ転居後、同市役所から 1 年分の納付書が送付されてきたので、1 か月の厚生年金保険被保険者期間を除き、同年 4 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から 63 年 1 月までの期間の国民年金保険料を同市役所出張所で納付した。

昭和 63 年 2 月頃、自動車事故により入院し仕事ができなくなったため、免除申請手続をした。

平成元年か 2 年に国民年金保険料の督促状が自宅に送付されてきたため、国民年金保険料 7 万 8,500 円を銀行の窓口で納付したと思う。

調査の上、申立期間①、②及び④については保険料を納付したことを、申立期間③については保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 62 年度から平成 4 年度までの A 市の国民年金保険料収滞納一覧表においては、申立人の名前は確認できることから、同市では、申立人を申立期間において国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳には、A 市転入直後の住所の記載はあるものの、その後の現住所の記載が無い上、オンライン記録によると、申立期

間より後の平成 12 年 9 月に元年 7 月 29 日付けの現住所への変更がなされていることが確認できることから、申立人は、昭和 62 年 1 月には、A 市役所において転入届の提出を行ったことはうかがえるものの、申立期間において国民年金の手続を行い、保険料を納付していた状況はうかがえない。

さらに、申立期間③について、申請免除とするためには、免除申請の手続が 2 回必要であるところ、申立人は、「たぶん免除申請の手続の回数は 1 回であったと思うが、手続の詳細については具体的に記憶していない。」としており、免除申請の手続等の記憶が曖昧である上、A 市及び社会保険事務所（当時）において、連続して事務的過誤が生じたとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、平成 7 年 3 月に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該時点では、申立期間④のうち、5 年 1 月以前の保険料は、時効により納付することができない上、申立人が元年か 2 年にまとめて納付したとする過年度保険料（7 万 8,500 円）は、当時納付可能であった過年度保険料（昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの期間であれば 4 万 6,200 円、昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月までの期間であれば 14 万 2,200 円）とは合致しない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付していたこと、又は申立期間③の保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び④の国民年金保険料が納付されていたこと、又は申立期間③の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。また、申立期間③の国民年金保険料を免除されていたものと認めるることはできない。

奈良国民年金 事案 1220

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 * 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 62 年 * 月から平成 3 年 3 月まで

年金事務所の調査により、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。妹は 20 歳から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認されたが、私と兄については、20 歳からの年金記録が無い。20 歳になった時に国民年金保険料の納付書が送付され、母が A 金融機関で毎月納付してくれていた。転居を繰り返しているので、当時の領収書などは無いが、申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳から国民年金に加入し、母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 4 月 1 日の国民年金制度改正に伴う学生に対する職権適用により、同年 4 月 11 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の国民年金被保険者資格取得日が制度改正日である同年 4 月 1 日であることがオンライン記録及び申立人が所持している年金手帳により確認でき、資格取得日前である申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、平成 3 年 4 月 11 日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が必要となるところ、オンラインシステムによる氏名検索、手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査及び国民年金手帳記号番号払出簿の現認調査を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立期間当時、同居家族であった申立人の兄も20歳に達した時点から厚生年金保険被保険者となった平成元年4月までの期間は、国民年金に未加入である上、申立人の妹は20歳に達した4年*月から国民年金に加入しているが、3年4月の国民年金制度改正以後であることから、いずれも申立人が20歳に達した時点において国民年金に加入し、保険料納付を行っていたことをうかがわせる事情とは言い難い。

加えて、申立人自身は申立期間の保険料納付に関与しておらず、実際に申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親も、国民年金の加入手続及び納付金額についての記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

奈良国民年金 事案 1221

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年11月から6年3月まで

私は、申立期間について、生活扶助を含む生活保護費を受給していた。

私が所持するA市B区の生活保護適用証明書によると、平成5年11月26日に生活保護の適用が開始されていることが確認できることから、申立期間について、生活保護が適用されていたはずである。申立期間について未納とされているが、生活扶助を受けていたので、法定免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の法定免除の要件については、国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条に、「被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第93条第1項（保険料の前納）の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。」と規定されており、生活保護法における生活扶助を受けるときもこれに該当するとされている。また、申立人が所持するA市B区の生活保護適用証明書によると、平成5年11月26日に申立人に対して生活保護の適用が開始されていることが確認できる。

しかしながら、生活保護の適用があった場合でも、制度上、国民年金保険料の法定免除を受けるためには、その時点で、国民年金の加入手続を行っていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は平成6年6月に申立人に対して払い出されていることが確認でき、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人が申立期

間にA市B区において国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び法定免除手続に関する記憶が曖昧であることから、申立期間当時の加入手続及び法定免除手続の状況等は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めるることはできない。

奈良国民年金 事案 1222

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 55 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 52 年 6 月から 55 年 5 月まで
私は、申立期間について A 社に勤務していた。給与から健康保険と年金の保険料が控除され、手取り額を 15 万円に調整されていたので、国民年金に加入していたはずである。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、毎月の給与から国民健康保険料と国民年金保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、申立人が勤務していた A 社の事業主（申立期間当時の事業主の妻）は、「当時、従業員の給与から控除していた B 国民健康保険組合の保険料と雇用保険料である。年金については、厚生年金保険にはまだ加入していなかったため、私ども経営者は国民年金に加入していた。従業員の給与から国民年金保険料を控除し、納付することなど絶対にない。」と回答している。

また、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行わなければならないが、申立人は加入手続を行った記憶はないとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、申立期間よりも後の昭和 56 年 4 月 6 日に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒に A 社に勤務していたとする同僚のオンライン記録には、申立期間において国民年金の加入記録は確認できない。

加えて、申立期間当時の事業主、その両親及び顧問税理士は既に死亡している上、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるとはできない。

奈良国民年金 事案 1223

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年12月

私は、平成6年12月30日付けで当時勤務していたA社を退職するに当たり、上司から「6年12月分の国民年金保険料は、12月31日だけの1日しかないが必ず納付しないといけない。」旨の説明を受けていたので7年1月にB市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。しかし、私の国民年金の加入状況を確認すると、申立期間については、未加入となっており、納得がいかないので調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職する際、上司から「平成6年12月分の国民年金保険料は必ず納付しなければならない。」旨の説明を受け、7年1月にB市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、申立人に対し平成7年12月11日に払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人は、第3号被保険者の種別変更処理が行われたこの頃に、国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人の主張と相違する。

また、申立人が所持する年金手帳によると、初めて国民年金の被保険者となった日は申立期間直後の平成7年1月1日と記載されていることから、申立期間は未加入期間となり、申立期間に係る納付書が発行されたとは考え難く国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、B市が保管していた国民年金収滞納一覧表には申立期間の国民年

金保険料の納付記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

奈良厚生年金 事案 1396

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 6 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A 社を平成 6 年 7 月末に退職したが、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、同年 7 月 30 日と記録されており、申立期間の 1 か月について厚生年金保険の被保険者として記録されていない。保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 6 年 7 月末に A 社を退職したと主張しているところ、同社の事務担当者は、申立期間当時の社会保険に係る資料は保管されておらず、当時の状況は不明である旨回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間当時に A 社に勤務していた複数の同僚に照会したところ、退職月の保険料控除について具体的に記憶している者はいない上、申立人の退職日や申立人に係る申立期間の勤務実態に関する具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の離職日が、平成 6 年 7 月 30 日と記録されていること、及び同年 7 月 31 日は日曜日であり同社の休業日である上、上記複数の同僚のうち一人は、「会社から 12 月末で辞めるように言われたが、実際の勤務は年末休みに入るまでだった。」と供述しているところ、同人の資格喪失日は 12 月 30 日となっていることから、同社では、最終出勤日を退職日として取り扱っていたことがうかがえる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1397

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、平成 3 年 10 月から 5 年 9 月までの 2 年間の標準報酬月額を再確認するよう日本年金機構から案内を受けた。

当時の給与明細書は無く、こちらとしてはそれを確認することもできないが、平成 3 年から 5 年分の源泉徴収票があったので、申立期間の標準報酬月額について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 3 年から 5 年までの給与所得の源泉徴収票に記載された各年の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から算定した社会保険料額とおおむね一致していることが確認できる。

また、申立期間当時に A 社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる申立人と同職種又は年齢が近い複数の同僚の同社における標準報酬月額を確認したところ、申立期間前後の標準報酬月額は、申立人とほぼ同様に推移しており、申立人の申立期間における標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A 社は、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認できる資料を保管しておらず、当時、給与計算等の事務を担当していた事業主の妻は、「当社は、平成 2 年の秋に拠点を移した。移転に際して従業員の給料を上げたが、申立人は、移転後は通勤に時間がかかるようになったため、以前と比べて残業をしなくなった。」と述べている上、複数の同僚は、「移転後しばらくは忙しかったようだ」と、「仕事が忙しい時もあればそうでない時もあり、残業の有無により給料に変化があったので、おそらく標準報酬月額の減額は残業代が減ったことによるものではないか。」

と述べており、これらの状況を踏まえると、申立期間の標準報酬月額が直前の期間と比べて1等級低く記録されていることが不自然であるとは言えない。

加えて、オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められず、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われた状況はうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1398

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 55 年 12 月 26 日から 56 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 4 月に A 社に入社し、55 年 12 月末に退職した。退職した同年 12 月の給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得できないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社の給料支払明細書によると、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 50 年 4 月から 55 年 12 月までの各月において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の A 社における離職日は昭和 55 年 12 月 26 日と記録されているほか、同社は平成 7 年 8 月に既に解散している上、申立期間当時の事業主及び給与担当者は死亡しており、同僚調査においても申立人が昭和 55 年 12 月末まで同社に在籍していたことについて確認することができない。

また、企業年金連合会が保管する、当時 A 社が加入していた B 厚生年金基金の記録によると、申立人の資格喪失日は昭和 55 年 12 月 26 日となっており、オンライン記録と一致している。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを算入する。」とされており、また、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらのことから判断すると、厚生年金保険被保険者資格を喪失した月で

ある昭和 55 年 12 月の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年 12 月分として給与から控除された厚生年金保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。